**「被災宅地危険度判定制度」について**

**１．被災宅地危険度判定制度の沿革・経緯**

平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災を契機として、大規模な地震、豪雨等により宅地災害が広範囲に発生した場合には、地元地方公共団体の職員だけではその被害状況調査が困難であるものとして、地方公共団体の枠組みを越えた調査体制整備の必要性により、公共・民間を問わず被災宅地の状況について調査・判定する知識及び経験を有する技術者を都道府県等においてあらかじめ認定・登録を行った上、災害時にこれらの技術者を派遣する制度として平成９年１月９日付け建設省経民発第２号により「被災宅地危険度判定制度について」建設省建設経済局長より実施要領（案）等の通知がありました。

上記を受け、その実施体制の整備を促進してゆくものとして平成９年５月２３日に「被災宅地危険度判定連絡協議会」が当時の建設省主導により発足し、同年より滋賀県もその構成会員となっています。以降、上記の全国連絡協議会により、具体的な実施要綱・判定実施マニュアル等の整備、判定士養成講習会の開催・判定士登録等の事務がなされてきました。

当県においても、従前の全国連絡協議会による講習会、平成１５年度からは県独自の養成講習会開催および認定登録制度により、平成３０年度末現在、７２２名の「被災宅地危険度判定士」の登録がなされています。

**２．県の体制整備計画**

前出の「（全国）被災宅地危険度判定実施要綱」において、地域の相互支援・連絡調整体制を整備するものとして、①各都道府県等における連絡協議会を設立すること、②各都道府県ごとの実施要綱を定めること、また③被災宅地危険度判定制度を地域防災計画に位置付けることと規定されていますが、当県では、現時点においてこの３項目については下記の通りとなっております。

　①については、当県、県内市町及び建築関係公益法人等を構成会員とし、類似制度である「被災建築物応急危険度判定制度」（県建築課所管）と共にその連携体制の整備を図るものとして、平成１７年２月２２日に「滋賀県被災建築物・宅地応急危険度判定協議会」を設立しております。

　②については、「滋賀県被災宅地危険度判定実施要綱」を定め、平成２０年５月３０日から施行しております。

③については、滋賀県地域防災計画に位置付けされております。